

校長採用及び副校長昇任候補者選考実施要綱

(令和 4 年 3 月 30 日教育長決定)

1 目的

この要綱は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 11 条の規定に基づき、札幌市立学校の校長採用及び副校長昇任候補者選考に関し、必要な事項を定める。

2 資格要件

- (1) 校長及び副校長としてふさわしい人格、識見、指導力を有し、信望があり、身体強健であること。
- (2) 選考実施翌年度の 4 月 1 日時点において、次に掲げる要件のいずれかを備えること。
 - ア 副校長として経験年数が 1 年以上であること。
 - イ 教頭として経験年数が 2 年以上であること。

3 欠格事由

選考実施日において、次のいずれかに該当する場合は、受検資格を有しないものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項の規定により休職を命じられている者
- (2) 地方公務員法第 29 条第 1 項の規定により停職の処分を受けている者

4 受検申込み

- (1) 受検申込者は、所属の学校長を通じて、校長採用及び副校長昇任候補者選考受検申込書（様式 1。以下「受検申込書」という。）を教育長に提出する。
- (2) 学校長は、校長採用及び副校長昇任候補者選考意見書（様式 2。以下「選考意見書」という。）を作成し、受検申込書とともに教育長に提出する。

5 採用及び昇任候補者の選考方法

採用及び昇任候補者の選考は、教育長の管理のもと、面接検査によって行う。

6 採用及び昇任候補者の登録

- (1) 教育長は、選考の結果、校長に採用及び副校長に昇任させることが適当と認められる者を校長採用及び副校長昇任候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載し、その旨を所属の学校長を通じて本人に通知する。
- (2) 登録期間は、名簿に登載後、最初の４月１日から起算して２年間とする。
- (3) 名簿に登載された者が、勤務実績不良又は心身の故障等により、採用及び昇任候補者としての適格性を欠くこととなった場合は、名簿から削除する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、選考の実施に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 札幌市立学校長採用候補者選考実施要綱（平成 11 年 8 月 20 日教育長決定）及び札幌市立学校副校長転任候補者選考実施要綱（平成 21 年 7 月 22 日教育長決定）は廃止する。